

## 学校評価の結果の報告書（例）について

### ○学校評価とは

#### 学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。【義務規定】

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

#### 【努力義務規定】

第 68 条 小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校に、それぞれ準用する。

### 学校評価ガイドライン

1. 学校評価の目的、定義と流れ
2. 学校評価の実施・公表
  - (1)自己評価（義務）
  - (2)学校関係者評価（努力義務）
  - (3)自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表・説明
  - (4)自己評価及び学校関係者評価の設置者への報告と支援・改善
  - (5)第三者評価

### ○学校評価の公表基準（抜粋）

学校評価	自己評価の結果の報告書	次の項目が含まれていること。 ・重点的に取り組むことが必要な目標 ・その達成状況及び取組状況 ・今後の改善方策	原則、毎年 10 月末日までに公開すること。
	学校関係者評価の結果の報告書	次の項目を踏まえた評価であること。 ・自己評価の結果を評価している ・評価委員会等の体制が整備されている ・主体的、能動的な評価活動を行っている	

→ 各学校のホームページでの公表スタイルが様々であるため、公表基準で求めている内容を具体的にイメージすることができるように、報告書（例）の様式を示すこととする。

なお、府立学校は、同一の様式を用いて、各学校の評価報告書を公表している。

### （参考）

各学校の財務情報及び学校評価の結果の報告書（学校評価とは、自己評価及び学校関係者評価をいう。）について、ホームページで公表していない場合は、1 学校あたり各 5 0 0 千円を経常費補助金の配分額から減額している。